

道路交通法の一部改正

平成25年12月1日施行



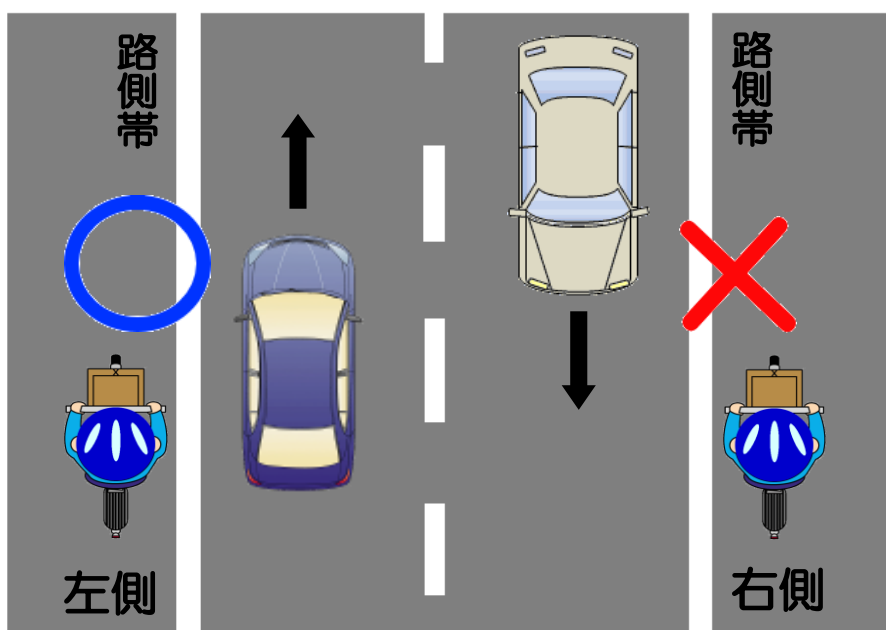
自転車利用者対策



1

自転車を含む軽車両の路側帯通行方法

(法第17条の2第1項)



自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

「路側帯とは…？」

歩道のない道路等で、歩行者が通行するために設置された、道路標示（白線）によって区分された部分のことで、自転車も通行できます。

軽車両で右側の路側帯を通行



通行区分違反

(法第17条第1項及び第119条第1項第2号)

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

2

制動装置整備不良自転車の検査等

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はそのブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。その検査を拒み、若しくは妨げた場合、

5万円以下の罰金

(法第63条の10第1項及び第120条第1項第8号の3)

を科すこととしました。

